2019年度の事業報告書

2019年7月1日から2020年6月30日まで

特定非営利活動法人

教育研究機関化学物質管理ネットワーク(ACSES)

1 事業の成果

特定非営利活動法人教育研究機関化学物質管理ネットワークは、化学物質の安全適正管理 の促進に向け、次のような事業を実施した。

定款第5条第1項の教育研究機関,事業所等の化学物質管理担当者の情報交換、協議のための連携組織の運営支援事業として、化学物質管理担当者連絡会(同世話人会主催)の開催の支援、協力を行っている。本年度事業期間内には、第13回化学物質管理担当者連絡会(2019年9月6日開催、於:京都大学(京都)開催の支援・協力を行った。

本法人定款第5条第2項の化学物質管理マスターデータベースネットワークシステムの創製、運用事業として、収集、制作した「第9期」分システムのデータの点検、補完作業を進め、必要とする全国の会員大学等に提供した。

また、定款第5条第3項の全国教育研究機関の化学物質管理方法に関する支援、指導事業として、多くの会員大学等に化学物質総合的安全適正管理に関する指導、相談を行い、化学物質管理に関する出張セミナー、講演(コロナ渦以降は、オンライン方式による講演)を実施した。多くの大学、研究所等に化学物質総合的安全適正管理に関する各種資料提供を行い、化学物質の安全適正管理の促進を働きかけた。

定款第5条第4項の化学物質製造・販売企業、化学物質管理システム販売企業、関連企業 に対する化学物質の安全適正管理に向けた助言、指導等も実施した。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

		(4) 水学事業		
		(A) 当該事業	(-) -	
事業名		の実施日時	(D) 受益対	事業費
ずまる。(定款に記載した事	具体的な事業内容	(B)当該事業	象者の	の金額
業)	共体的な事業的分	の実施場所	範囲	(単位:
未		(C)従事者の	(E)人数	千円)
		人数		
全国の教育研究機	「化学物質管理担当者連絡会」	第 13 回連絡	(D) 103 大	1, 226
関の化学物質管理	(同世話人会主催)の第 13 回	会の開催	学,機関,	
担当者の情報交換、	連絡会(2019年9月6日、京都	(A)2019年9	事業所等	
協議のための連携	大学)の開催を支援。	月7日	(E) 概ね	
組織を設置し、共同		(B) 本法人事	10 数万人	
で対処する体制を		務局	(推定)	
整える事業		(C)10 人		
	「化学物質管理担当者連絡会」	第 14 回連絡		
	(同世話人会主催)の第 14 回	会の開催準備		
	連絡会(2020年9月11日、早	(A)2018年		
	稲田大学)の開催準備、支援。	7月~2020年		
	(2021年に延期)	4月		

化学物質管理マススステットででは タックを設置でである。 でであるでででででででででででででででででででででででででででででででででで	ACSES 化学物質製品データベースシシステム (ACSES-DB) のデータの拡充 (500 社、100 万件)、点検補完 (新たなデータ補完36,150 件累計289,150)を行った。 ACSES-DB を必要とする全国の延べ20大学等に提供した。 Ver.9を2019年9月から提供した。データ点検補完:毒劇物関係、労働安全衛生法関係、PRTR制度等主要法規関係については一通り済み、新たに化学物質リスクアセスメント、特別管理物質等への対応も済ませた。	(A) 2019年7 月~2020年6 月、常時 (B)本法人事 務局 (C)2人	(D) 19 大 学,機関等 (E) 概ね 13 万人	2, 574
全国の教育研究機関の化学物質管理方法の支援、指導を行う事業	・化学物質総合的安全適正管理に関する指導、相談:延べ52大学等 ・化学物質管理に関する出張セミナー、講演:延べ5大学、その他2件 ・化学物質総合的安全適正管理に関する各種資料提供:延べ94大学等 ・全国の述べ大学、研究所等に化学物質安全適正管理の促進を働きかけた。	(A) 2019 年 7 月~2020 年 6 月、頻繁 (B) 会員大学 等及び本法人 事務局 (C) 述べ 4 人	(D)130 大 学,機関, 事業所等 (E)概ね27 万人(推 定)	1, 229
化学物質の安全適 正管理に向け、化学 物質製造・販売企 業、化学物質管理シ ステム販売企業、及 び関連企業に対す る助言、指導等を行 う事業	化学物質製造・販売企業、化学 物質管理システム販売企業6社 に対する化学物質の安全適正 管理に向けた助言、指導等を実 施した。	(A) 2019年7 月~2020年6 月、随時 (B)該当企業 事業所及び本 法人事務局 (C)2人	(D)6社 (E)概ね5 千人	1, 384
本法人の目的達成のためのそのほかの事業	実施しなかった。	_	_	0

(備考)

- 1 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 2 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合、「実施しなかった」と記載する。